



## 使用済自動車等の保管場所における掲示板（例）

|                           |   |
|---------------------------|---|
| ←————— 60 cm以上 —————→     |   |
| 使用済自動車等の保管場所              |   |
| 種類                        | 使用済自動車<br>解体自動車<br>破砕前処理後の自動車   |
| 管理者の氏名又は名称及び連絡先           | ●●自動車解体株式会社<br>▲▲事業場<br>総務課 愛知 太郎<br>電話0586-12-3456   |
| 屋外での積上高さ<br>及び保管量の上限<br>※ | （使用済自動車）<br>積上高さ 最大 4.5 m<br>保管上限 最大 50台<br>（解体自動車）<br>積上高さ 最大 3.0 m<br>保管上限 最大 100台<br>（破砕前処理後の自動車）<br>積上高さ 最大 3.0 m<br>保管上限 最大 100台 |

↑ 60 cm以上 ↓

※屋外において容器を用いずに保管する場合のみ記載する。

- 注) ①事業場外部から見やすい箇所に掲示すること。  
 ②文字は黒色、下地は白色であることが望ましい。  
 ③文字は読みやすく鮮明であること。  
 ④雨水等によって汚染したり、消えたりするものでないこと。

<根拠法令>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第2項、施行規則第8条